

居宅介護支援契約書

_____様（以下、「利用者」という）と一般社団法人高岡市医師会（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者の委託を受けて、介護保険法に関する法令の趣旨に従って、利用者に対し居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスなどの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約の期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がないときは、契約を継続するものとし、以後同様とします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅介護支援の範囲）

第4条 本契約に基づく、介護支援専門員が行う居宅介護支援の範囲には、次に定める通りとします。

（1）居宅サービス利用等に関する相談支援

利用者が必要とする居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供から助言等の支援を行います。

（2）アセスメント

介護支援専門員は、利用者の自宅等を訪問し、利用者と面談を行います。この面接を通じて、利用者の心身の状況、利用者が望む生活や自立した日常生活を送るために直面している課題を把握（以下、「アセスメント」という）します。

（3）サービス調整

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。

（4）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

介護サービス等を利用するための居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という）を作成します。

（5）モニタリング

少なくとも1ヶ月に1回は利用者の居宅に訪問し面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認（以下、「モニタリング」という）します。

（6）ケアプランの変更

利用者の状態が変化した場合や居宅サービス計画の変更を希望した場合、居宅サービス計画変更の支援や要介護認定区分変更申請等の必要な支援をします。

(7) 給付管理

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 施設入所への支援

利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に対して介護保健施設等に関する状況を提供します。

(9) 要介護認定の申請に係る援助

利用者の要介護認定申請の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(サービス提供に関する記録等)

第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを本契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の居宅介護支援に関する記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 本契約書第5条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し且つ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第6条 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて法定代理受領を行う場合は、利用者の自己負担はありません。

- 2 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、重要事項説明書のとおりです。

(利用者からの契約解除)

第7条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供すると共に、関係記録の写し等の引継ぎ、利用しているサービス事業者等への連絡等の調整を行うものとします。

(事業所からの契約解除)

第8条 事業者は、利用者またはその家族及び代理人が次の事由に該当した場合には、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供すると共に、関係記録の写し等の引継ぎ、利用しているサービス事業者等への連絡等の調整を行うものとします。

- (1) 利用者またはその家族等が、事業者や従業者に対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合
- (2) 事業者が、やむを得ない事情がある場合

(契約の終了)

第9条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合

- (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2、または自立と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者および介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることとします。

(身分証携行義務)

第12条 介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者、またはその家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第14条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印及び割印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業所】

住 所 富山県高岡市本丸町7番1号
事業所名 高岡市医師会居宅介護支援事業所
管理者名 籠 要吏子 印

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____